

要望項目	国道280号線（瀬辺地地区急傾斜地）の整備促進について（新規）		
要望先	国	国土交通省（道路局）	
	県	県土整備部（道路課）	
	その他		
関係法令	道路法	事業主体	青森県

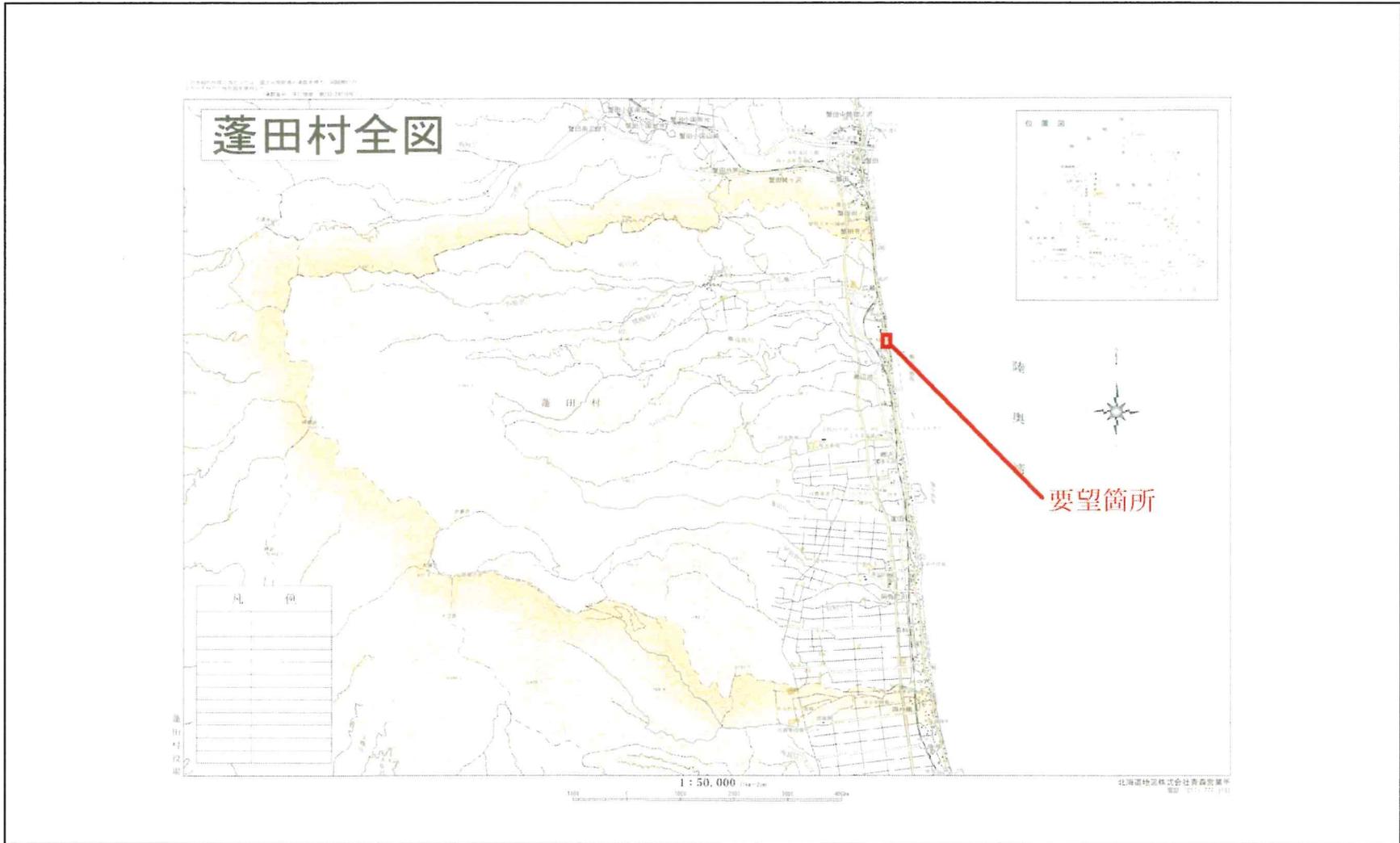
要 望 事 項 の 内 容
<p>国道280号（津軽半島海岸線）は、北部は外ヶ浜町から、南部は青森市へ通じる海岸道路であり、観光施設へのアクセスや地域住民の生活に重要な役割を果たしている路線となっております。</p> <p>令和4年8月3日の大雨により、瀬辺地地区の国道280号線沿い法面が崩壊し、車両の通行や地域住民の安全な生活にも支障がでたため、この法面の防災対策として、崩壊した法面部の土地の所有権を、瀬辺地自治会から、蓬田村に移転しており、県でも道路防災上の観点からも調査は必要だということで、令和5年度に現地踏査を実施していただいております。</p> <p>令和6年度は、県により、地質調査や法面工の設計を実施する予定となっておりますが、津軽半島の外ヶ浜町から青森市を結ぶ海岸道路であり、地域住民の生活を維持するためにも、早期の災害防除等に関わる工事着工に特段の御配慮をいただきたい。</p> <p>1. 国道280号線（瀬辺地地区急傾斜地）の整備促進</p>

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項
令和4年8月 大雨により法面崩壊 令和5年2月 蓬田村へ法面部の土地の所有権を移転 令和5年9月 令和6年度県単独道路事業要望

担当部署名	蓬田村 建設課
-------	---------

令和6年度 県単独道路事業 要望箇所図

要望順位	1	路線名	国道280号線	地内	蓬田村大字瀬辺地
------	---	-----	---------	----	----------



令和6年度 県単独道路事業 要望写真

要望順位	1	路線名	国道280号線	地内	蓬田村大字瀬辺地
------	---	-----	---------	----	----------



要望項目	令和6年度経営所得安定対策等実施要綱の一部改正に伴う農家への影響について (新規)		
要望先	国	東北農政局 青森県拠点	
	県	農林水産部 (農産園芸課)、東青地域県民局地域農林水産部 (農業普及振興室)	
	その他		
関係法令	令和6年度経営所得安定対策等実施要綱の一部改正 (令和6年4月1日施行)	事業主体	蓬田村

要 望 事 項 の 内 容
<p>気候変動や市場原理等のリスクを抱えた中での農業経営において、将来を見据えた中長期計画が重要視されることから、国による運用基準等の拙速な変更は、国への不満と不信感を募らせるものであります。このことから、以下について要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農家への直接的な変化がある事柄は、特に時間をかけ周知し、理解を得られるよう体制整備をしていただきたい。 2. 運用基準等、事前整備が充分ではない中で、途中修正ありきの事務の進め方はやめていただきたい。 3. 農地保全のための支援事業を充実していただきたい。

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 経営所得安定対策等実施要綱の一部改正について (令和6年4月1日施行) <ul style="list-style-type: none"> 令和6年2月19日東北農政局青森県拠点から、経営所得安定対策等実施要綱の主な改正内容についてのメールが送付された。会計検査院からの処置要求を踏まえた改正であり、内容については現時点案であるため、今後の手続きの中で変更の可能性があるとのことであった。 その後、令和6年4月11日要綱の一部改正について、正式にメールが送付された。内容は、下記2のとおりである。 2. 一部改正による変化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 対象作物の場合、同交付金を申請していない場合であっても基準単収の2分の1に満たない場合は、交付対象外とする規定が追加となっている。 <ul style="list-style-type: none"> よって、水田活用の直接支払交付金及び畑地化促進事業を対象作物で申請している農家で、対象作物の収量が基準単収の2分の1を上回ることができず、その内容を記載した理由書が国に認められない場合は、交付金の不交付又は交付後であれば返還となる。 (2) 2年連続して理由書が提出された場合、原則として改善指導を行う対象とするとともに、改善指導を受けた内容が実効されていなかった場合に交付対象外とする規定が追加となっている。 <ul style="list-style-type: none"> よって、同一の交付申請者に対して、2年以上連続して、同一品目において理由書 (自然災害によるものを除く。) が提出された場合には、原則として改善指導を行う。 また、改善指導を受けた交付申請者が、次年度以降に収量低下理由書が提出された際、改善指導を受けた内容が実行されていなかった場合にあっては、本交付金の交付金の交付対象とはならない。 (3) 改正を受けての国への確認事項として、令和6年4月11日に照会した内容について <ul style="list-style-type: none"> ※令和6年6月12日現在未回答 「令和5年度畑地化促進事業のその他作物 (そば) の該当者で、令和5年度から令和9年度までの間に、1度でも収量が基準単収の2分の1を上回れず、その内容を記載した理由書が国に認められない場合は、令和5年度に交付された畑地化促進事業の交付金を全額返還しなければならないか」 3. 要綱の一部改正による影響について <ul style="list-style-type: none"> 要綱の一部改正の4月施行を受け、村では急遽、令和6年4月30日に緊急農家説明会を開催し、対象農家

へ概要の周知を行った。

説明の中で、地域への影響については以下のとおりである。

- (1) 令和6年度畑地化促進事業の要望を取り下げする農家は、「畑地化促進事業の要望取り下げ書」を村産業振興課に提出した。

※数値は令和6年6月12日現在

ア. 令和6年度畑地化促進事業の要望者43名中14名、その他作物（そば）要望面積53.9haの内23.2haが要望を取り下げた。

イ. 取り下げた農家の内、2名が離農し、13.1haが「そば」から「自己保全管理」に変更となった。

- (2) 水田活用の直接支払交付金及び畑地化促進事業は、従来年内に交付金を農家に交付をしていたが、収量確定後の翌年1月から3月末（年度内）交付に変更となる可能性が高い。

ア. そばの収量報告（青森農業協同組合から）は、翌年1月以降となる。

イ. 年度内交付に変更した場合、農協の購買（肥料及び農薬等）代金及びトラクター等機械関係のローン等の支払が遅れるため、延滞金等が発生し、農家に多大な影響がでる。

ウ. 税務申告において、収入と支出が同年に申告できない。また、過年度分の交付金が返還となった場合、修正申告で税金の還付を受けられるのか不明である。

4. 蓬田村での今後の方針について

現在のそば栽培は、農地保全の意味合いも含んだものとして定着してきたが、気候の影響を受けやすく単価も安いと、国による交付金に頼った度合いが強い。また、本来の収穫から所得を得るといふ農家の意識が薄れてきたことにより、利益を出すのが難しく、更に物価高騰等の影響もそば栽培農家に追い打ちをかけている。

そばを作付けした農地を水田に戻す農家は少なく、耕作できない農地（耕作放棄地）の増加が危惧されていることから、そば以外に安定した収益が期待できる新たな作物がないか、引き続き関係機関と協議していく必要がある。

これからの農業経営について、地域農事振興組合を中心に農家自身が意見を出し合い、魅力ある産業として次世代に引き継ぐ「儲かる農業」の実現を目指し、村農業の収益性を高めるため、構造改革を進めることが重要と考える。

担当部署名

蓬田村 産業振興課

要望項目	玉松海水浴場に大量に漂着するアマモの除去について（新規）		
要望先	国		
	県	東青地域県民局地域整備部（河川砂防施設課）	
	その他		
関係法令		事業主体	蓬田村

要 望 事 項 の 内 容	
<p>当村では、玉松海水浴場に漂着したアマモ等の海藻類については、一般廃棄物として処理できないため、そのまま海岸に数年に渡り埋設しております。</p> <p>しかし、埋設場所が限られていることから、今後、埋設できなく可能性があるため、海岸管理者である県に除去をお願いします。</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 海岸管理者である県が、当村の観光名所である玉松海水浴場及び海岸全体の海岸漂着物について調査し、周辺に悪影響が考えられる場合は、漂着物の除去をしていただきたい。 2. 海岸保全のための支援事業を充実していただきたい。 	

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
<p>○蓬田村の現状について</p> <p>当村では、春から夏にかけて吹く偏東風（やませ）の影響により、海岸に大量のアマモが漂着することが多々ある。そのアマモは暑い日が続くと悪臭を放ち、周辺の住宅に以下の影響を及ぼしている。</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康への影響 悪臭が強い場合、住民の健康に悪影響を与える可能性がある。特に、悪臭が継続的に漂う場合、住民の呼吸器系やアレルギー反応に影響を与える可能性がある。 2. 生活の品質の低下 悪臭が周囲に広がることで、住民の生活の品質が低下する可能性がある。悪臭が強い場合、窓を開けることができず、室内の換気が困難になるため、不快な環境で過ごすことになる。 3. 不動産価値の低下 悪臭が周囲に広がることで、周辺住宅の不動産価値が低下する可能性がある。悪臭のある場所に住みたくないという理由で、不動産の需要が減少し、それに伴い価格が下落することが考えられる。 4. 社会的関係の悪化 悪臭を放置することで、住民からの不満が生じ、住民と行政との関係が悪化する。 <p>以上のような影響から、悪臭が周辺住宅に与える影響は重大であり、早急な対策が必要とされる。</p>	

担当部署名

蓬田村 産業振興課、健康福祉課、建設課